

情報管理料金の設定の考え方について(案)

1. 情報管理料金の自動車リサイクル法上の位置付け

使用済自動車の再資源化等に関する法律(以下「自動車リサイクル法」という。)上、情報管理センターは、電子マニフェスト制度に係る情報管理業務に要する費用を情報管理料金として自動車所有者から得ることが可能となっている。

具体的には、情報管理料金は、自動車メーカー等が公表するリサイクル料金の預託を受ける(収受する)時点(新車については新車購入時、既販車については制度スタート後最初の継続検査等時または引取業者における使用済自動車の引取時)において、リサイクル料金本体とは別に情報管理預託金として資金管理法人に預託され、自動車が使用済自動車となった後に情報管理センターに払い渡されることとなっている。

情報管理料金の額は、情報管理センターたる(財)自動車リサイクル促進センターが経済産業・環境大臣の認可を受けて設定する必要がある。

2. 情報管理業務に要する費用(関連事業者負担でないもの)の構成要素

情報管理業務に要する費用(関連事業者負担でないもの)のうち主なものは以下のとおり。

会計上の費目	内 訳
システム関連費	・システム保守費 ・外部ネットワーク運営費 ・会計システム保守費
サポート業務運営委託費	・データセンター運営費 ・コンタクトセンター運営費
理解普及活動費	・関係事業者向け説明会費
その他の事業費	・役員報酬/給料手当 ・福利厚生費

管理費 旅費交通費 通信運搬費 賃借料 諸謝金 支払利息 等	
--	--

3. 自動車製造業者・輸入業者の費用負担

自動車製造業者・輸入業者は、新たな自動車リサイクル制度の中心的役割を果たすべき存在として、情報管理センターの業務運営に必要なイニシアルコスト及び一定のランニングコストを負担することについて関係者の合意が得られており、具体的には、産業構造審議会・中央環境審議会の自動車リサイクル合同会議において、

自動車製造業者・輸入業者は、

情報管理業務に必要な基盤コストである人件費、施設管理費等の全額情報システム機器のリース費用やメンテナンス費、外部委託費、通信費、電子マニフェスト制度の関係事業者向けの普及に必要な費用、といった自動車製造業者・輸入業者も便益を受ける業務に必要な費用の原則折半額

を負担するという考え方が示されている。

【資料4 - 1の添付1：「指定法人業務に関する費用負担の基本的考え方について」参照】

したがって、自動車所有者が負担する情報管理料金の算定にあたっては、情報管理業務の実施に要する費用から、自動車製造業者・輸入業者が負担することとなる上記の額を控除することが必要となる。

なお、情報管理等に要するシステムのプログラム構築費用と前年度までの施行準備に要する指定法人の人件費等のイニシアルコストについて、自動車製造業者・輸入業者は3指定法人分全体で100億円弱、うち情報管理センター分として30億円強を負担している。

以下においては、自動車製造業者・輸入業者の負担額を控除した後の費用を前提として、情報管理料金の設定の考え方を整理する。

4. 情報管理料金の設定に関する具体的な考え方

- (1) 情報管理料金は、情報管理業務に要する費用を積上げて適正な原価を超えない水準として算定するものであるが、大規模なシステム・仕組みであるため、制度施行当初のシステム稼動や理解普及活動等に要する立ち上げ費用の回収について考慮する必要がある。
- (2) これについては、システムの平均耐用期間は約5年であり、6年目には、システム的大幅な改造が必要となる可能性も存在する。この場合、6年目にこのための立ち上げ費用が再び必要であることから、5年目までに当初の立ち上げ費用を回収することが適当とのこととなるため、5年間で累積収支が均衡するように1台毎の情報管理料金の水準を設定することとなる。
- (3) 以上の考え方により、情報管理料金の水準を計算すれば、別添の情報管理料金算定表のように、情報管理料金は130円となる。

以上